

一般社団法人日本磁気共鳴医学会における医学研究の利益相反管理に関する指針  
—施行細則—

第1号：本学会に関連する学術集会などでの発表

(開示の範囲)

筆頭演者および当該医学研究責任演者が開示する義務のある利益相反状態は、発表内容に関連する企業や団体に関わるものに限定する。

(抄録提出時)

本学会の学術集会、シンポジウム、講演会および市民公開講座などで発表・講演を予定し、過去3年間に於いて筆頭演者および当該医学研究責任演者に利益相反状態がある場合には、筆頭演者が抄録提出時に発表ごとに当集会等へその旨を申告する。なお、過去3年間とは申告時を起点とし、過去3年間のうち1年間でも下記条件に該当する場合に申告する。

(発表時)

発表時に明らかにする利益相反状態については、「日本磁気共鳴医学会における医学研究の利益相反管理に関する指針」(以下、本指針)の「4. 開示・公開すべき事項」で定められたものを、発表スライドの1枚目もしくは2枚目あるいは展示ポスターに、「医学研究の利益相反に関する自己申告書」(書式1)に従って開示する。開示が必要なものは過去3年間とする。ただし、各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な条件を次のように定め、いずれも1つの企業・団体ごとに支払われた総額(間接経費込み、税込み)について過去3年間のうちに1年間でも下記条件に該当する場合には自己申告書を開示する。

条件

- ① 企業及び団体の役員、顧問職、社員などについては、1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上の場合
- ② エクイティの保有については、1つの企業についての1年間の株による利益(配当、売却益の総和)が100万円以上の場合、あるいは当該全エクイティの5%以上を所有する場合
- ③ 企業及び団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間100万円以上の場合
- ④ 企業及び団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)については、1つの企業・団体からの年間の合計が50万円以上の場合
- ⑤ 企業及び団体から、パンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料については、1つの企業・団体からの年間の合計が50万円以上の場合
- ⑥ 企業及び団体が提供する臨床研究(治験)に代表者として参加している場合
- ⑦ 企業及び団体が提供する研究費(受託研究、共同研究)については、1つの企業・団体から支払われた総額が年間100万円以上の場合
- ⑧ 企業及び団体が提供する寄付金については、1つの企業・団体から支払われた総額が年間100万円以上の場合
- ⑨ その他の報酬(研究とは直接無関係な旅行、贈答品など)については、1企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上の場合

第2号：本学会に関連する刊行物などでの発表

(開示の範囲)

著者が開示する義務のある利益相反状態は、関連する企業及び団体に関わるものに限定する。

(投稿時)

本学会の学会機関誌「Magnetic Resonance in Medical Sciences」及び「日本磁気共鳴医学会雑誌」で発表を行う著者は(主著およびすべての共著者)、発表ごとに、投稿時に本細則に定める「医学研究の利益相反に関する自己申告書」(書式1)により、利益相反状態を明らかにし、編集委員会へ書式を提出しなければならない。規定された利益相反状態にある企業や団体が存在する場合には、その企業名や団体名をFootnoteあるいはAcknowledgementsに記載する。規定された利益相反状態がない場合は、同部分に「No potential conflicts of interest were disclosed.」「COIに該当なし」などの文言を入れ、その旨を明記する。投稿時に明らかにする利益相反状態については、本指針「4. 開示・公開すべき事項」で定められたものを自己申告する。各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額は細則第1号で規定された金額と同一とする。開示が必要なものは論文投稿時の過去3年間のものとする。なお、本指針および細則第1号に基づき投稿規定が制定されている場合には、当該投稿規定に従うものとする。

第3号：役員等

(開示・公開の範囲)

役員等(日本磁気共鳴医学会の理事長、理事、監事、学術集会会長、各種委員会委員)が開示・公開する利益相反状態は、本学会が行う事業に関連する企業や団体に関わるものに限定する。

(就任時、就任後1年ごと、および変更事由の発生時)

上記の役員等は、新しく就任した時と、就任後1年ごとに「役員等の利益相反に関する自己申告書」(書式2)を提出するものとする。書式2に開示・公開する利益相反状態については、本指針(4) 開示・公開すべき事項で定められたものを自己申告する。各々の開示・公開すべき事項について、自己申告が必要な金額は細則第1号で規定された金額と同一とする。なお、過去3年間とは申告時を起点とし、過去3年間のうち1年間でも条件に該当する場合に記入し、過去3年間にあたる算出期間を明示する。また任期途中で変更があった場合には、当該事由が発生してから8週間以内に書式2を用いて修正申告を行う。

第4号 役員等の利益相反に関する自己申告書の取扱い(守秘義務)

本細則に基づいて学会に提出された書式2、および、そこに開示された利益相反状態(利益相反情報)は、学会事務局において理事長を管理者とし、個人情報として法令に則して厳重に保管・管理される。利益相反情報は、本指針に定められた事項を処理するために、理事会および利益相反審査委員会が随時利用できるものとする。その利用には、当該申告者の利益相反状態について、疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に、利益相反審査委員会の議論を経て、理事会の承認を得た上で、当該利益相反情報のうち、必要な範囲を本学会内部に開示、あるいは社会へ公開する場合を含むものとする。書式2の保管期間は役員等の任期終了後5年間とし、その後は理事長の監督下で廃棄される。ただし、書式2の保管期間中に、当該申告者について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合は、理事会の決議により、書式2の廃棄を保留できるものとする。

附則

2015年9月10日 制定・施行

2021年6月28日 改定 2021年7月1日 施行

(書式1)

医学研究の利益相反に関する自己申告書

開示日： 年 月 日

算出期間（過去3年間）： 年 月 日から  
年 月 日まで

研究者氏名：

当該研究責任者氏名：

	金額(1年間あたり)	該当の状況	企業名等
役員・顧問職・社員 など	100万円以上	有・無	
エクイティ(株など)	利益100万円以上か /全株式の5%以上	有・無	
特許使用料	100万円以上	有・無	
講演料	50万円以上	有・無	
原稿料	50万円以上	有・無	
臨床研究(治験)	代表者として参加	有・無	
委託研究費・共同研 究費	100万円以上	有・無	
寄付金	100万円以上	有・無	
その他の報酬	5万円を超える	有・無	

## 役員等の利益相反に関する自己申告書

日本磁気共鳴医学会理事長殿

開示日： 年 月 日

算出期間（過去3年間）： 年 月 日から  
年 月 日まで

申告者氏名：

所属名：

申告者自身の申告事項

①企業や団体の役員、顧問職、社員などの有無と報酬額（1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上のもの）	有・無（有の場合企業・団体ごとに下に記載） 企業・団体名： 役割（役員・顧問、社員等）： 報酬額：
②エクイティの保有とそのエクイティから得られる利益（1つの企業からの1年間の利益が100万円以上のもの、あるいは当該団体のエクイティの5%以上保有するもの）	有・無（有の場合企業ごとに下に記載） 企業名： 持ち株数： 最近1年間の本株式による利益：
③企業や団体から特許権使用料として支払われた報酬（1つの特許使用料が年間100万円以上のもの）	有・無（有の場合特許ごとに下に記載） 企業・団体名： 特許名： 特許権使用料：
④企業や団体より、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）（1つの企業・団体からの年間合計が50万円以上のもの）	有・無（有の場合企業・団体ごとに下に記載） 企業・団体名： 講演料・原稿料等の金額：
⑤企業や団体より、パンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料（1つの企業・団体からの年間合計が50万円以上のもの）	有・無（有の場合企業・団体ごとに下に記載） 企業・団体名： 講演料・原稿料等の金額：
⑥企業や団体が提供する臨床研究（治験）（代表として参加したものを記載）	有・無（有の場合臨床研究ごとに下に記載） 企業・団体名： 臨床研究名：
⑦企業や団体が提供する委託研究費や共同研究費（1つの研究に対して支払われた総額が年間100万円以上のもの）	有・無（有の場合企業・団体ごとに下に記載） 企業・団体名： 研究費：
⑧企業や団体が提供する寄付金（1つの研究に対して支払われた総額が年間100万円以上のもの）	有・無（有の場合企業・団体ごとに下に記載） 企業・団体名： 研究費：
⑨その他の報酬（1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円を超えるもの）	有・無（有の場合企業・団体ごとに下に記載） 企業・団体名 報酬額：